

- 後継者不在の中小企業、小規模事業者の方へ
- 事業を受け継いで創業をお考えの方へ

# 大和郡山市 事業承継応援給付金

事業承継成立1組につき  
最大60万円！！

※予算の範囲内で先着順

## 給付対象者

(中小企業信用保険法第2条第1項第1号, 2号)

- 事業を譲り渡した者  
譲渡者
- 事業を譲り受けた者  
譲受者

## 給付条件

- 大和郡山市事業承継地域ネットワークで事業承継成立
- 譲り受けた事業を大和郡山市内で営業

## 大和郡山市事業承継地域ネットワーク

(大和郡山市商工会、日本政策金融公庫、奈良信用金庫、大和郡山市)



創業予定者等  
※既存従業員除く  
譲受者

マッチング成立

後継者不在の  
事業者等  
譲渡者

### 【第三者承継】

譲渡者：30万円×1回  
譲受者：10万円×3回

### 【親族内承継】

譲渡者：無  
譲受者：10万円×1回

大和郡山市事業承継地域ネットワークへのご相談  
TEL 0743-53-5955 (大和郡山市商工会)

大和郡山市事業承継応援給付金の詳細  
TEL 0743-53-1608 (大和郡山市地域振興課)

後継者不在の  
事業者等

～ 給付金給付イメージ ～

創業予定者等

譲渡者

譲受者



相談

大和郡山市事業承継  
地域ネットワーク

相談



事業承継マッチング成立(または成立予定)



給付資格申請

市  
審査

給付資格決定

給付資格決定通知

大和郡山市内で  
営業開始

請求

市  
審査

給付決定

請求

給付金給付 (1回目)

営業開始 1年後

事業を継続中

市  
審査

給付決定

請求

給付金給付 (2回目)

営業開始 2年後

事業を継続中

市  
審査

給付決定

請求

給付金給付 (3回目)

注意：譲受者が大和郡山市内で申請年度中に営業を開始できない場合は譲渡者及び譲受者ともに給付金は受け取れません。